

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月 宮城県

平成19年7月6日付けの総務省自治行政局公務員部長通知(技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について)に基づき、技能労務職員等の給与等について総合的な点検を行い、その現状、見直しに向けた基本的な考え方、具体的な取組内容等について下記のとおり取組方針を策定しました。

1 現状

(1) 職員数の推移

区分	平成元年4月1日	平成5年4月1日	平成10年4月1日	平成15年4月1日	平成19年4月1日
宮城県(公営企業を除く)	1,147人	930人	737人	487人	381人
公営企業	41人	34人	20人	8人	5人

(2) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成19年4月1日現在)

区分	公務員					民間			参考 (A)/(B)
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
宮城県 (公営企業を除く)	49.1歳	381人	339,500円	384,544円	366,139円	-	-	-	-
うち 学校給食員	52.0歳	5人	377,500円	397,820円	391,333円	-	-	-	-
うち 守衛	51.2歳	19人	327,600円	418,142円	358,498円	守衛	58.2歳	348,250円	1.20
うち 用務員	47.3歳	163人	321,500円	361,482円	350,766円	用務員	50.1歳	306,624円	1.18
うち 自動車運転手	54.9歳	51人	395,000円	447,546円	427,348円	自家用兼用 自動車運転手	51.2歳	375,441円	1.19
うち 電話交換手	52.1歳	22人	369,200円	415,414円	379,651円	-	-	-	-
公営企業	50.1歳	5人	367,400円	405,980円	398,510円	-	-	-	-
国	48.8歳	5,193人	287,094円	-	320,514円	-	-	-	-
都道府県平均 (H18.4.1)	47.4歳	-人	340,420円	394,037円	372,201円	-	-	-	-

(注) 1 公務員欄の「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 公務員欄の「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 民間データは、宮城県人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び給与に関する報告(平成19年10月)」において公表されている「平成19年職種別民間給与実態調査」のデータを使用している。

4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(3) 職種ごとの年齢別の人数(平成19年4月1日現在)

(単位:人)

区分 \ 年齢	20未満	20~23	24~27	28~31	32~35	36~39	40~43	44~47	48~51	52~55	56~59	60~63	64以上	合計
宮城県 (公営企業を除く)		1	4	11	23	27	38	38	60	64	108	7		381
うち 学校給食員							1	1	2		1			5
うち 守衛				1	1		2	1	3	2	7	2		19
うち 用務員		1	3	7	8	17	19	20	26	25	33	4		163
うち 自動車運転手							4	2	5	13	27			51
うち 電話交換手				1		1		1	7	4	8			22
公営企業							1		1	1	2			5

(4) その他給与に関する事項(平成19年4月1日現在)

イ 給料表

国の行政職給料表(一)と行政職給料表(二)の合成による独自給料表

ロ 手当

一般職員の例により支給。なお、主に支給している特殊勤務手当については次のとおり。

	手当の名称	支給対象者	支給対象業務	支給額
1	家畜取扱手当	畜産試験場に所属する職員	種畜の種付け, 家畜のと殺等の補助業務	日額300円～400円
2	船舶乗組手当	漁業取締船等に乗り組む職員	漁ろう試験, 漁業の実習指導, 取締・調査	日額500円
3	有害物等取扱手当	保健福祉事務所等に所属する職員	毒劇物の取扱い, 農薬分析の作業(補助業務含む)	日額300円
4	野犬等取扱作業手当	保健福祉事務所等に所属する職員	犬の捕獲, 抑留, 引取り, 犬・猫の殺処分(補助作業含む)	月額7,000～9,000円
5	特殊現場等作業手当	土木事務所等に所属する職員	特殊自動車の運転業務, 特殊な工事現場等における測量・調査等	日額250円～600円

八 昇給基準

一般職と同様, 昇給日前1年間における勤務成績に応じてA～Eの昇給区分に決定される。

- 勤務成績が極めて良好である職員 A
 勤務成績が特に良好である職員 B
 勤務成績が良好である職員 C
 勤務成績がやや良好でない職員 D
 勤務成績が良好でない職員 E

【昇給号俸数表】

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号俸数	8	6	4	2	0
(下段は57歳超の職員)	4	3	2	1	0

平成20年1月1日の昇給については, 経過措置により次の3区分により実施。

- 勤務成績が特に良好である職員 4号俸以上(2号俸以上) (注) ()は57歳超の職員
 勤務成績が良好である職員 3号俸(1号俸)
 勤務成績が良好であると認められない職員 2号俸以下(0号俸)

2 基本的な考え方

(1) 給与体系の見直し

国や他都道府県及び民間の動向を的確に把握し, 特に国の同種の職員の給与水準等を基本にしながら, 職務や職責に応じた適正な給与体系を構築する。

(2) 民間委託等の推進

行政責任の確保, 住民サービスの維持向上, 経済性等を総合的に検討し, NPOをはじめとする民間の力が生かせる事務事業について, 委託化を積極的に推進し, 業務の簡素合理化を図る。

3 具体的な取組内容

(1) これまでの主な取組内容

イ 給与構造改革の実施(平成19年度～)

- ・ 給料水準を平均3.9%引き下げ
- ・ 57歳を超える職員の昇給抑制
- ・ 枠外昇給制度の廃止

ロ 退職時特別昇給制度の廃止(平成17年度～)

ハ 一般職に合わせて諸手当の見直しを随時実施

- ・ 特殊勤務手当の見直し
県外事務所業務手当の廃止, 特殊現場等作業手当(ダム管理業務)の日額化等
- ・ 給料の調整額の見直し
県立病院等において患者に直接接する業務に従事しない職員を除外

ニ 民間委託等の推進

- ・ 電話交換の民間委託, 機械警備委託等

(2) 今後の取組内容

- イ 給料表について, 国の行政職給料表(二)への移行を基本とする方向で検討する。
- ロ 手当について, 国や他都道府県との均衡を図りながら, 今後も随時見直しを行っていく。
- ハ 委託化できる業務について, 退職時においては人員を補充しないことを基本とする方向で検討する。

技能職等給料表

(平成19年4月1日適用)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	120,200	194,800	212,700	279,700
	2	121,100	196,200	214,400	281,600
	3	122,000	197,600	216,100	283,500
	4	122,900	199,000	217,800	285,400
	5	123,900	200,500	219,300	287,300
	6	124,900	202,000	220,500	289,200
	7	125,900	203,500	221,700	291,100
	8	126,900	205,000	222,900	293,000
	9	127,700	206,500	224,200	294,700
	10	128,700	208,100	225,800	296,500
	11	129,700	209,700	227,400	298,300
	12	130,700	211,300	229,000	300,100
	13	131,500	212,700	230,700	301,700
	14	132,500	213,700	232,500	303,400
	15	133,500	214,700	234,300	305,100
	16	134,500	215,700	236,100	306,800
	17	135,600	216,500	238,100	308,400
	18	136,800	217,500	239,700	310,100
	19	138,000	218,500	241,300	311,800
	20	139,200	219,500	242,900	313,500
	21	140,300	220,400	244,500	315,000
	22	142,200	222,400	246,100	316,500
	23	144,100	224,400	247,700	318,000
	24	146,000	226,400	249,300	319,500
	25	148,000	228,300	250,800	321,100
	26	149,500	230,200	252,400	322,600
	27	151,000	232,100	254,000	324,100
	28	152,500	234,000	255,600	325,600
	29	153,800	235,700	257,000	327,200
	30	155,300	237,300	258,400	329,700
	31	156,800	238,900	259,800	332,200
	32	158,300	240,500	261,200	334,700
	33	159,700	242,100	262,500	337,300
	34	161,300	243,700	263,900	339,300
	35	162,900	245,300	265,300	341,300
	36	164,500	246,900	266,700	343,300
	37	166,000	248,400	268,200	345,200
	38	167,200	250,000	270,100	347,100
	39	168,400	251,600	272,000	349,000
	40	169,600	253,200	273,900	350,900

	41	170,600	254,600	275,800	352,800
	42	172,200	256,000	277,700	354,400
	43	173,800	257,400	279,600	356,000
	44	175,400	258,800	281,500	357,600
	45	177,000	260,100	283,200	359,300
	46	178,300	261,500	285,100	360,500
	47	179,600	262,900	287,000	361,700
	48	180,900	264,300	288,900	362,900
	49	182,200	265,600	290,600	363,900
	50	184,000	266,900	292,400	365,000
	51	185,800	268,200	294,200	366,100
	52	187,600	269,500	296,000	367,200
	53	189,600	270,600	297,900	368,100
	54	190,900	271,900	299,600	368,800
	55	192,200	273,200	301,300	369,500
	56	193,500	274,500	303,000	370,200
	57	194,900	275,700	304,700	370,800
	58	196,200	276,800	306,400	371,500
	59	197,500	277,900	308,100	372,200
	60	198,800	279,000	309,800	372,900
再任職 以外 の 職員	61	200,600	280,200	311,300	373,400
	62	202,600	281,200	312,900	374,100
	63	204,600	282,200	314,500	374,800
	64	206,600	283,200	316,100	375,500
	65	208,800	284,200	317,800	376,000
	66	210,100	285,100	319,400	376,700
	67	211,400	286,000	321,000	377,400
	68	212,700	286,900	322,600	378,100
	69	214,400	287,900	324,100	378,600
	70	215,500	288,700	325,300	379,300
	71	216,600	289,500	326,500	380,000
	72	217,700	290,300	327,700	380,700
	73	218,800	291,100	328,800	381,200
	74	220,100	291,600	329,800	381,800
	75	221,400	292,100	330,800	382,400
	76	222,700	292,600	331,800	383,000
77	224,200	293,000	332,700	383,700	
78	225,800	293,400	333,500	384,300	
79	227,400	293,800	334,300	384,900	
80	229,000	294,200	335,100	385,500	
81	230,700	294,500	336,000	386,200	
82	232,200	294,900	336,700	386,800	
83	233,700	295,300	337,400	387,400	
84	235,200	295,700	338,100	388,000	

	85	236,600	296,000	338,600	388,700
	86	238,000	296,400	339,200	389,300
	87	239,400	296,800	339,800	389,900
	88	240,800	297,200	340,400	390,500
	89	242,100	297,500	340,800	391,200
	90	243,500	297,900	341,300	
	91	244,900	298,300	341,800	
	92	246,300	298,700	342,300	
	93	247,600	298,900	342,800	
	94	249,000	299,300	343,300	
	95	250,400	299,700	343,800	
	96	251,800	300,100	344,300	
	97	253,000	300,300	344,800	
	98	254,300	300,700	345,300	
	99	255,600	301,100	345,800	
	100	256,900	301,500	346,300	
	101	258,000	301,700	346,700	
	102	259,200	302,100	347,200	
	103	260,400	302,500	347,700	
	104	261,600	302,900	348,200	
	105	262,900	303,100	348,500	
	106	264,100	303,500	349,000	
	107	265,300	303,900	349,500	
	108	266,500	304,300	350,000	
	109	267,600	304,500	350,300	
	110	268,800	304,900	350,800	
	111	270,000	305,300	351,300	
	112	271,200	305,700	351,800	
	113	272,200	305,900	352,100	
	114	273,300	306,300	352,500	
	115	274,400	306,700	352,900	
	116	275,500	307,100	353,300	
	117	276,600	307,300	353,800	
	118	277,700	307,600	354,200	
	119	278,800	307,900	354,600	
	120	279,900	308,200	355,000	
	121	281,000	308,600	355,500	
	122		308,900	355,900	
	123		309,200	356,300	
	124		309,500	356,700	
	125		309,900	357,200	
再任用職員		204,200	211,500	247,700	279,700